

○農林省令第四十六号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和四十七年七月二十日

農林大臣 足立 篤郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「小樽」の下に、「苫小牧」を、「伏木富山」の下に、「日立」を、「七尾」の下に、「金沢」を、「坂出」の下に、「詫間」を、「八代」の下に、「大分」を加え、同條第二項第一号中「苫小牧」を削り、「鹿島」の下に、「船橋市川」を加え、「大分」を削り、同項第二号中、「大分」を削り、同項第三号中、「苫小牧」、「日立」、「金沢」、「詫間」及び、「大分」を削る。

附 則

この省令は、昭和四十七年八月一日から施行する。